

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 有限会社エムシステム
法人番号： 7420002014874
住 所： 青森県弘前市茂森新町3-1-11
- 指名停止措置期間： 令和3年2月1日から令和3年4月30日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 東北地方測量部管内
- 事実概要：

有限会社エムシステムの取締役は、青森県中津軽郡西目屋村発注の給食センター関連機器賃貸借契約を巡り、西目屋村長に働きかけて自社が落札するよう見積もり業者を選定させ、不正に落札したとして、令和2年12月3日、公契約関係競売入札妨害の容疑で青森県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品の有資格登録業者である有限会社エムシステムの代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)